

令和7年度(令和6年分) 所得金額及び控除金額表

【所得金額】

種類		内容		
事業	営業等	製造、販売、飲食、サービス業、各種外交員、内職などの事業による所得		
	農業	農産物の生産、家畜の飼育などによる所得		
不動産		地代、家賃、駐車場、土地や家屋の権利金などによる所得		
利子		公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などによる所得		
配当		株式や出資金などの配当、証券投資信託の収益の分配金などによる所得		
給与		俸給、給料、賃金、賞与などによる所得（給与収入から給与所得控除額を引いたもの）		
		給与収入金額	給与所得金額	
		～550,999円	0円	
		551,000円～1,618,999円	給与収入金額から550,000円を控除した金額	
		1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
		1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
		※上記を超える金額については、お問合せください。		
雑	公的年金等	厚生年金、国民年金、恩給などによる所得（収入金額で下の表により所得金額を算出）		
		受給者の年齢	公的年金等の収入金額…A	公的年金等の所得金額
		65歳以上 (昭和35年1月1日 以前生まれ)	110万円未満	0円
			110万円以上330万円未満	A - 110万円
			330万円以上410万円未満	A × 75% - 27.5万円
		65歳未満 (昭和35年1月2日 以後生まれ)	60万円未満	0円
	60万円以上130万円未満		A - 60万円	
	130万円以上410万円未満		A×75% - 27.5万円	
			※上記を超える金額については、お問合せください。	
	業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引などの副収入による所得		
その他	生命保険契約に基づく年金、互助年金などの上記以外のものによる所得			
総合	短期	所有期間が5年以下の機械、車両、会員権などの譲渡による所得		
	長期	所有期間が5年を超える機械、車両、会員権などの譲渡による所得		
一時		懸賞の当選金品、競輪・競馬などの払戻金、生命保険の一時金などの所得		
分離課税	株式	株式などの譲渡による所得		
	短期	所有期間が5年以下の土地や建物などの譲渡による所得		
	長期	所有期間が5年を超える土地や建物などの譲渡による所得		
	山林	山林（立木及び伐採）を譲渡することによる所得		

【事業専従者控除】

配偶者又は15歳以上の親族が、あなたの営む事業に1年のうち6ヶ月を超える期間専ら従事した場合、1人につき以下の計算式で求めた金額のいずれか少ない方の金額を必要経費に算入できます。ただし、扶養控除との重複はできません。

①専従者控除前の所得金額÷（事業専従者数+1） ②500,000円（配偶者は860,000円）

【所得控除】

種類	内容
雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合に控除を受けることが可能です。この控除を受ける場合は、火災証明書・盗難証明書などの添付又は提示が必要です。 [控除額: 申告書により計算]
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った医療費がある場合に控除を受けることが可能です。この控除を受ける場合は、医療費のお知らせや医療費控除の明細書などの添付又は提示が必要です。セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を医薬品購入費の明細に記載する必要があります。なお、セルフメディケーション税制と医療費控除の重複適用はできません。 [控除額: 申告書により計算]
社会保険料控除	国民健康保険税(料)、介護保険料、国民年金、厚生年金、雇用保険、農業者年金などの保険料等を支払った場合に控除を受けることが可能です。この控除を受ける場合は、控除証明書などの添付又は提示が必要です。 [控除額: 支払額の全額]
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく第一種共済掛金又は地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に控除を受けることが可能です。この控除を受ける場合は、領収書などの添付又は提示が必要です。 [控除額: 支払額の全額]
生命保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族を受取人とする生命保険料や個人年金保険料を支払った場合に控除を受けることが可能です。この控除を受ける場合は、支払証明書などの添付又は提示が必要です。 [控除額: 6ページ記載「生命保険料控除及び地震保険料控除計算表」を参照]
地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族が所有している家屋などを目的として地震などの損害により生じた損失を補填する保険料を支払った場合に控除を受けることが可能です。この控除を受ける場合は、支払証明書などの添付又は提示が必要です。 [控除額: 6ページ記載「生命保険料控除及び地震保険料控除計算表」を参照]

【所得控除】

種 類	内 容
障害者控除	あなたや扶養親族で心身に障害ある人、常に就床を要し複雑な介護を受けている人、知的障害、身体障害者手帳や戦傷病者手帳などの交付を受けている人がいる場合に控除を受けることが可能です。 [控除額： 特別障害者 400,000円、その他障害者 270,000円、同居特別障害者 750,000円] ※ 特別障害者は「身体障害者手帳1～2級」、「療育手帳A」、「精神手帳1級」に該当する人 ※ 年齢16歳未満の年少扶養親族であっても、障害者控除の適用は可能です
寡婦控除	次の①と②の条件を満たす女性で、かつ③又は④のいずれかに該当する場合に控除を受けることが可能です。[控除額：270,000円] ① 合計所得金額が500万円以下 ② 住民票に事実上の婚姻状態であると認められる記載がされていないこと ③ 夫と離婚してから婚姻していない人で、扶養親族がいる人 ④ 夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が不明の人
ひとり親控除	寡婦控除の①と②の条件を両方を満たし、かつ生計を一にしている総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合に控除を受けることが可能です。ただし、「生計を一にする子」が、他の親族の控除対象配偶者や扶養親族になっている場合は控除の適用はできません。 [控除額：350,000円]
勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に控除を受けることが可能です。この控除を受ける場合は、学生証などの提示が必要です。 [控除額：270,000円]
配偶者控除	控除を受ける人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和6年12月31日現在（年の中で死亡した人はその死亡の日）、あなたと生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人がいる場合に控除を受けることが可能です。なお、内縁関係及び事業専従者は対象外です。 [控除額：ページ下部の「配偶者控除（配偶者特別控除）額換算表」を参照]
配偶者特別控除	控除を受ける人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ配偶者の合計所得金額が480,001円～1,330,000円の場合に控除を受けることが可能です。なお、内縁関係及び事業専従者は対象外です。 [控除額：ページ下部の「配偶者控除（配偶者特別控除）額換算表」を参照]
扶養控除	令和6年12月31日現在（年の中で死亡した人はその死亡の日）、あなたと生計を一にする親族や児童福祉法の規定により養育を委託された里子などで、前年中の合計所得金額が48万円以下の人がいる場合に控除を受けることが可能です。なお、事業専従者は対象外です。 [控除額： 一般扶養親族 380,000円] [控除額： 特定扶養親族（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ） 630,000円] [控除額： 老人扶養親族（昭和30年1月1日以前生まれ） 480,000円] [控除額： 同居老親等扶養親族 580,000円] ※ 平成24年度から年少扶養親族（16歳未満）に対する扶養控除が廃止となりました。ただし市県民税の計算では必要となりますので、該当者がいる場合には必ず扶養親族欄に記載してください。
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下の人は控除が適用されます。2,400万円を超える場合はお問い合わせください。 [控除額：480,000円]

○配偶者控除（配偶者特別控除）額換算表

納税者本人の合計所得金額	配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額											
	配偶者控除 (48万円以下)		配偶者特別控除 (48万円超)									
	一般	老人	48万超 95万 以下	95万超 100万 以下	100万超 105万 以下	105万超 110万 以下	110万超 115万 以下	115万超 120万 以下	120万超 125万 以下	125万超 130万 以下	130万超 133万 以下	133 万超
900万円以下	38	48	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
900万円超950万円以下	26	32	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
950万円超1,000万円以下	13	16	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,000万円超	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○生命保険料控除及び地震保険料控除計算表

①生命保険料・②個人年金保険料・③介護医療保険料

保険料区分	支払金額A	生命保険料控除額
平成23年12月31日 以前に契約(旧契約)	～25,000円	A
	25,001～50,000円	A×1/2+12,500円
	50,001～100,000円	A×1/4+25,000円
①・②共通	100,001円～	50,000円
平成24年1月1日 以後に契約(新契約)	～20,000円	A
	20,001～40,000円	A×1/2+10,000円
	40,001～80,000円	A×1/4+20,000円
①・②・③共通	80,001円～	40,000円

※ 新・旧双方の適用を受ける場合は、上記にかかわらず①～③それぞれ4万円が上限となります。また①～③までの合計額による控除限度額は12万円です。

地震保険料

契約別区分	支払金額A	地震保険料控除額
①地震保険契約に係るもの	全額	50,000円
②旧長期損害 保険料契約に 係るもの	～10,000円	A
	10,001～20,000円	A×1/2+5,000円
	20,001円～	15,000円
③両方がある 場合	①で計算した金額 + ②で計算した金額 = 控除額 (最高限度額50,000円)	

※ 旧長期損害保険料（契約期間10年超で満期返戻金があるもの）は、平成18年12月31日までに契約を締結したものに限りです。